

○銃砲等又は刀剣類及び火薬類の所持等並びに核原料物質等及び放射性同位元素等の運搬等に関する不利益処分に係る意見陳述のための手続等について（通達）

（平成7年2月16日岡生保第113号警察本部長例規）

改正 平成13年7月岡務第5047号	平成16年3月岡生保第104号
平成17年3月岡務第67号	平成17年7月岡生環第199号
平成22年5月岡生企第565号・岡生環第145号	平成23年3月岡務第176号
平成26年3月岡生環第120号、岡生企第235号	平成28年3月29日岡監第137号
令和元年8月30日岡生企第563号、岡生環第135号、岡刑 企第422号	令和3年3月24日岡務第255号
令和4年3月11日岡生企第188号	令和7年3月3日岡生企第126号
令和8年5月29日岡務第413号	

各部長・参事官・所属長

「行政手続法」（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成5年法律第89号）が、平成6年10月1日から施行となった。また、同日付で「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）が施行され、不利益処分に係る意見陳述のための手続等が具体的に示された。

これに伴い、今後、公安委員会及び警察署長（以下「署長」という。）が、銃砲刀剣類及び火薬類の所持等並びに核原料物質等及び放射性同位元素等の運搬等に関する法令の規定による不利益処分を行おうとする場合において執らなければならない手続及びその留意事項は次のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 意見陳述のための手続

公安委員会が次に掲げる不利益処分を行おうとする場合において執るべき意見陳述のための手続については、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、この要領に定めるとおりとする。

- (1) 銃砲等又は刀剣類及び火薬類の所持等に関する不利益処分
- (2) 核原料物質等及び放射性同位元素等の運搬等に関する不利益処分

2 不利益処分上申の手続

- (1) 署長は、不利益処分をするため聴聞等を実施する必要があるときは、不利益処分上

申書（様式第1号）に処分理由を証明する資料を添えて速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

- (2) 署長は、(1)の上申をする場合において、名あて人となるべき者の住居地が管轄区域外であるときは、当該住所地を管轄する署長に不利益処分上申書の写しを送付しなければならない。

3 聴聞等の手続

生活安全部生活安全企画課長は、2に定める上申があったときは、別表を参照の上、次により聴聞等を開催する手続を執らなければならない。

- (1) 聴聞の通知の効力は、相手方に到着して初めて発生することから、必ず聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面が名宛人となるべき者に到達するように、直接の書面交付、十分な時間的余裕をもつての郵送その他の確実な手段で送付すること。ただし、個別の法律で聴聞を行う1週間前までに聴聞の通知及び公示を行わなければならない旨が規定されている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第11条第1項から第7項まで又は第11条の3に規定する不利益処分については、1週間前までに聴聞の通知をするほか公示を行うこと。
- (2) 名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、法第15条第3項及び第4項の規定により公示の方法により聴聞の通知を行うことができ、この場合2週間を経過したときに、当該通知がその者に到着したものとみなされることから、聴聞期日までにおく相当の期間とこの2週間を加えた期間において公示をすること。ただし、個別の法律で公示の方法により聴聞通知を行う場合において、聴聞の期日までにおく相当な期間が2週間を下回ってはならない旨が規定されている銃刀法第11条第1項から第7項まで又は第11条の3に規定する不利益処分については、聴聞の期日までに必ず4週間を下回らない期間において、公示をすること。
- (3) 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き公開しないこと。ただし、個別の法律で、公開による聴聞を行なわなければならない旨が規定されている銃刀法第11条第1項から第7項まで又は第11条の3に規定する不利益処分については、従前どおり、公開により行うこと。
- (4) 弁明の機会の付与については、弁明書の提出期限までに相当の期間において、名宛人となるべき者に対し、弁明の機会の付与の通知を行うこと。

4 聴聞の主宰

聴聞は、生活安全部生活安全企画課長が主宰する。

5 行政処分のお知らせ

- (1) 処分の決定をしたときは、当該不利益処分を上申した署長を通じて名あて人となるべき者に、通知しなければならない。
- (2) (1)の処分通知書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の提起に関する事項を記載するものとする。

6 処分の執行

- (1) 署長は、名あて人となるべき者に処分通知書を交付したときは、受領書（様式第2号）を徴収すること。
- (2) 署長は、処分の執行を完了したとき又は名あて人となるべき者が所在不明等のためその執行ができなかったときは、不利益処分執行報告書（様式第3号）により、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

7 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
不利益処分上申書	生活安全企画課	10年
受領書	生活安全企画課	10年
不利益処分執行等報告書	生活安全企画課	10年

別表

聴聞及び弁明の機会の付与に係る留意事項

1 銃刀法関係

				聴聞を行うに当たっての具体的方法						留意事項					
不利益処分		意見陳述のための手続		名宛人となるべき者への通知の時期		期日及び場所の公示		名宛人となるべき者が所在不明時の公示の方法による通知の時期						公開・非公開の別	
内容	根拠条	種別	根拠条	通知の時期	根拠条	公示の時期	根拠条	公示の時期	根拠条	方法	根拠条				

	項	項		項		項		項	項	
銃砲等の許可の条 件の変更等	銃刀法 4—2	弁明 ②	法13—1							・不利益処分の理由の提示の必要 不利益処分をする場合には、名宛人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。
認知症に係る指定 医の診断書の提出 命令	銃刀法 4—3—2	不 要 ④	法3—1							・弁明書の様式について 弁明書の様式（法第29条）は特に定められていないが、記載事項については、規則別記様式第16号裏面の留意事項1を参照されたい。
許可猟銃等に係る 打刻命令	銃刀法 4—4—2	不 要 ③	法13—2							・弁明の機会の付与の通知について 期日までに「相当な期間」において、法第30条各号に掲げる通知を行わなければならない。
許可クロ スポウに係る表示 措置命令	銃刀法 4—4—3	弁明 ②	法13—1							・不利益処分の理由の提示の必要 不利益処分をする場合には、名宛人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。 ・弁明書の様式について 弁明書の様式（法第29条）は特に定められていないが、記載事項については、規則別記様式第16号裏面の留意事項1を参照されたい。 ・弁明の機会の付与の通知について 期日までに「相当な期間」において、法第30条各号に掲げる通知を行わなければならない。

銃砲等の提出命令	銃刀法 8—7	不要	法13—2 ① ②							
拳銃部品の提出命令	銃刀法 8の2—2	不要	法13—2 ① ②							
指定射撃場の指定解除	銃刀法 9の2—2	聴聞	法13—1 ① イ	期日まで に相当な 期間を おいて	法15—1		期日まで に2週間 と相当な 期間を おいて	法15—1、 3	非公開	法20—6
猟銃等射撃指導員の指定解除	銃刀法 9の3—2	聴聞	法13—1 ① イ	期日まで に相当な 期間を おいて	法15—1		期日まで に2週間 と相当な 期間を おいて	法15—1、 3	非公開	法20—6
クロスボウ	銃刀法	聴聞	法	期日	法		期日まで	法	非	法

	— 3										
教習用備銃 付け銃に刀 関する措法 置命令	9 の 7 — 3	銃 弁 明 法 13 —1 ②									
教習射撃銃 場の指定刀 解除	9 の 8 — 1	銃 聴 聞 法 13 —1 ①	法 期日 まで に相 当な 期間 をお いて	法 15 —1			期日まで に2週間 と相当な 期間をお いて	法 15 —1 3	非 公 開	法 20 —6	
教習修了銃 証明書の刀 交付禁止法	9 の 8 — 1	銃 弁 明 法 13 —1 ②									
教習射撃銃 場の指定刀 解除	9 の イ	銃 聴 聞 法 13 —1 ①	法 期日 まで に相 当な 期間	法 15 —1			期日まで に2週間 と相当な 期間をお いて	法 15 —1 3	非 公 開	法 20 —6	

	8 — 2		を お い て							
教習用備銃不 付け銃の刀要 提出命令法	9 の 8 — 3	13 — 2 ①								
練習射撃銃聴 指導員の刀聞 解任命令法	9 の 9 — 2	13 — 1 ① ハ	期日 まで に相 当な 期間 をお いて	法 15 — 1			期日まで に2週間 と相当な 期間をお いて	法 15 — 1 3	非 公 開	法 20 — 6
練習資格銃聴 の認定の刀聞 取消し 法	9 の 10 — 3	13 — 1 ① イ	期日 まで に相 当な 期間 をお いて	法 15 — 1			期日まで に2週間 と相当な 期間をお いて	法 15 — 1 3	非 公 開	法 20 — 6
練習用備銃不 付け銃に刀要 係る打刻法 命令	9	13 — 2 ③								

	の 11 — 2									
練習用備銃 付け銃に刀 関する措法 置命令	銃弁 明 法 13 —1 ② 9 の 11 — 2									
練習射撃銃 場の指定刀 解除	銃聴 聞 法 13 —1 ① イ 12 — 1	法 13 —1 ① イ 期間 を お い て	期日 まで に相 当な 期間 を お い て	法 15 —1			期日まで に2週間 と相当な 期間を おいて	法 15 —1 1、 3	非 公 開	法 20 —6
練習用備銃 付け銃の刀 提出命令	銃不 要 法 13 —2 ① 9 の 12 — 2									
クロスボ ウ射撃資 格の認定	銃聴 聞 法 13 —1	法 13 —1 ① イ 期間 を お い て	期日 まで に相 当な 期間 を お い て	法 15 —1			期日まで に2週間 と相当な 期間を おいて	法 15 —1 1、 3	非 公 開	法 20 —6

の取消し	9 の 16 — 2	① イ	当な 期間 をお いて				期間をお いて	1、 3		
銃砲保管 者からの 報告徴収	銃 刀 法 10 の 6 — 1	不 要 ⑭	法3 —1 ⑭							
保管に係 る銃砲に 関する措 置命令	銃 刀 法 10 の 6 — 6	弁 明 ②	法 13 —1 ②							
猟銃等保 管業者に 対する措 置命令	銃 刀 法 10 の 8 — 2	弁 明 ②	法 13 —1 ②							
猟銃等保 管業者の	銃 刀 法 13	弁 明 13	法 13							

[illegible]

	9 — 1									
年少射撃銃 資格に対する指示	銃刀法 10の9—2	弁明 13—1 ②								
銃砲等の所持許可の取消し	銃刀法 11—1	聴聞 13—1 ①イ	期日の1週間前までに到達するように	銃刀法 12—1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法 12—1	期日の4週間前に公示開始（2週間）	法 15—3 銃刀法 12—2	公 開	銃 刀 法 12—3
銃砲等の所持許可の取消し	銃刀法 11—2	聴聞 13—1 ①イ	期日の1週間前までに到達するように	銃刀法 12—1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法 12—1	期日の4週間前に公示開始（2週間）	法 15—3 銃刀法 12—2	公 開	銃 刀 法 12—3
銃砲等の所持許可の取消し	銃刀法 11	聴聞 13—1 ①	期日の1週間前までに到達するように	銃刀法 12	期日の1週間前に公示すること	銃刀法 12	期日の4週間前に公示開始（2週間）	法 15—3 銃刀法 12	公 開	銃 刀 法 12

	— 3		イ	に到 達す るよ うに	—1	に公 示す ること	—1	週間)	刀 法 12 —2		—3
拳銃等又は は猟銃の 所持許可 の取消し	銃 刀 法 11 — 4	聴 聞 — ①	法 13 — ① イ	期日 の1週 間前 まで に到 達す るよ うに	銃 刀 法 12 — 1	期日 の1週 間前 まで に公 示す ること	銃 刀 法 12 — 1	期日の4 週間前ま でに公示 開始(2週 間)	法 15 — 3 銃 刀 法 12 — 2	公 開	銃 刀 法 12 — 3
猟銃若し くは空気 銃又はク ロスボウ の所持許 可の取消 し	銃 刀 法 11 — 5 ①	聴 聞 — ①	法 13 — ① イ	期日 の1週 間前 まで に到 達す るよ うに	銃 刀 法 12 — 1	期日 の1週 間前 まで に公 示す ること	銃 刀 法 12 — 1	期日の4 週間前ま でに公示 開始(2週 間)	法 15 — 3 銃 刀 法 12 — 2	公 開	銃 刀 法 12 — 3
猟銃若し くは空気 銃又はク ロスボウ の所持許 可に係る 用途の変 更	銃 刀 法 11 — 5 ②	聴 聞 — ②	法 13 — ② イ	期日 の1週 間前 まで に到 達す るよ うに	銃 刀 法 12 — 1	期日 の1週 間前 まで に公 示す ること	銃 刀 法 12 — 1	期日の4 週間前ま でに公示 開始(2週 間)	法 15 — 3 銃 刀 法 12 — 2	公 開	銃 刀 法 12 — 3
猟銃等射 撃指導員 の許可の	銃 刀 法	聴 聞 —	法 13 —	期日 の1週 間前	銃 刀 法	期日 の1週 間前	銃 刀 法	期日の4 週間前ま でに公示	法 15 — 3	公 開	銃 刀 法

	— 1										
取消し後の拳銃部品の提出命令	銃刀法 11の2—3	不要	法13—2 ②								
年少射撃資格の取消し	銃刀法 11の3—1	聴聞	法13—1 ①イに到達するように	期日の1週間前まで	銃刀法 12—1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法 12—1	期日の4週間前に公示（2週間）	法15—3 銃刀法 12—2	公開	銃刀法 12—3
年少射撃資格の取消し	銃刀法 11の3—2	聴聞	法13—1 ①イに到達するように	期日の1週間前まで	銃刀法 12—1	期日の1週間前に公示すること	銃刀法 12—1	期日の4週間前に公示（2週間）	法15—3 銃刀法 12—2	公開	銃刀法 12—3
調査のための受診命令	銃刀法 12の	不要	法3—1 ④								

停止、運搬 証明書の提 示要求	2		⑬⑭	
火薬類運搬 者に対する 措置命令	火取法45の 2	不要	法3—1 ⑬	
留意事項	・不利益処分理由の提示の必要 不利益処分をしようとする場合には、名あて人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。 不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。			

3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）関係

不利益処分		意見陳述のための 手続		弁明の機会を行うに当たっての留意事項
内容	根拠条項	種別	根拠条項	
核原料物質 等の運搬方 法の指示	原子炉等規 制法59の2 —6	弁明	法13— 1②	・弁明書の様式について 弁明書の様式（法第29条）は特に定められていないが、記載事項については、規則別記様式第16号裏面の留意事項1を参照されたい。 ・核燃料物質等の運搬方法の指示に関する特例について 原子炉等規制法第59条の2第6項の指示、又は原子炉等規制法第66条第2項の指示を行う場合については、原則として弁明の機会の付与を経ることとなるが、公益上、緊急に処分をする必要があるため弁明の機会の付与の手続を経ることができないときは法第13条第2項第1号により、技術的な基準に従うべきことを指示するときは法第13条第2項第3号により、弁明の機会の付与を経ないで処分をすることが
核原料物質 等運搬車両 の停止、運 搬証明書の 提示要求	原子炉等規 制法59の2 —11	不要	法3—1 ⑬⑭	
核燃料物質 等運搬者に 対する措置 命令	原子炉等規 制法59の2 —11	不要	法3—1 ⑬	
燃料物質等 の運搬方法 の指示	原子炉等規 制法66—2	弁明	法13— 1②	

運搬車両の停止、運搬証明書の提示要求	原子炉等規制法66—2	不要	法3—1 ⑬⑭	できる。
核燃料物質等運搬者に対する措置命令	原子炉等規制法66—2	不要	法3—1 ⑬	
核燃料物質等運搬業者からの報告徴収	原子炉等規制法67—1	不要	法3—1 ⑭	
留意事項	・ 不利益処分理由の提示の必要 不利益処分をしようとする場合には、名あて人に対し同時に当該不利益処分の理由を示すこと。 不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。			

4 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）関係

不利益処分		意見陳述のための の手續		弁明の機会を行うに当たっての留意事項
内容	根拠条項	種別	根拠条項	
放射性同位元素等の運搬方法の指示	放射性同位元素等規制法18—6 （法25—5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	弁明	法13—1②	・ 弁明書の様式について 弁明書の様式（法第29条）は特に定められていないが、記載事項については、規則別記様式第16号裏面の留意事項1を参照されたい。 ・ 放射性同位元素等の運搬方法の指示に関する特例について 放射性同位元素等規制法第18条第6項（法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指示を行う場合については、原

放射性同位 元素等運搬 車両の停止	放射性同位 元素等規制 法18—8 (法25—5 の規定によ り読み替え て適用する 場合を含 む。)	不要	法3—1 ⑬⑭	則として弁明の機会の付与を経ることとなる が、公益上、緊急に処分をする必要があるた め弁明の機会の付与の手続を経ることができ ないときは法第13条第2項第1号により、技術 的な基準に従うべきことを指示するときは法 第13条第2項第3号により弁明の機会の付与を 経ないで処分をすることができる。
放射性同位 元素等運搬 者に対する 措置命令	放射性同位 元素等規制 法18—8 (法25—5 の規定によ り読み替え て適用する 場合を含 む。)	不要	法3—1 ⑬	
放射性同位 元素等運搬 者からの報 告徴収	放射性同位 元素等規制 法42—1	不要	法13— 1⑭	
留意事項	・不利益処分理由の提示の必要 不利益処分をしようとする場合には、名あて人に対し同時に当該不利益 処分の理由を示すこと。 不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示すこと。			